

第106号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）

の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の67.5」と」の次に「、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と」を、「100分の58.75」と」の次に「、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」と」を加える。

第30条第2項中「100分の112.5」を「、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の122.5」に、「100分の130」を「、6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の140」に改め、同条第3項中「100分の55」と」の次に「、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と」を、「100分の63.75」と」の

次に「、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」と」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
1		191,400	225,600	279,600	300,700	353,600	393,300
2		192,700	227,600	281,500	302,500	355,700	395,400
3		194,000	229,600	283,300	304,300	357,800	397,400
4		195,300	231,600	285,000	306,100	359,900	399,400
5		196,700	233,600	286,700	308,000	362,000	401,400
6		198,300	235,700	288,500	309,800	364,000	403,400
7		200,000	237,700	290,200	311,600	365,900	405,300
8		201,800	239,700	292,000	313,400	367,700	407,200
9		203,600	241,700	293,800	315,300	369,500	409,100
10		205,500	243,500	295,600	317,300	371,300	411,100
11		207,500	245,300	297,400	319,400	373,200	413,000
12		209,600	247,100	299,200	321,500	375,100	414,900
13		211,600	248,900	301,000	323,600	377,000	416,800
14		213,500	250,700	302,800	325,700	378,800	418,700
15		215,500	252,500	304,600	327,900	380,600	420,600
16		217,500	254,300	306,400	330,100	382,500	422,500
17		219,600	256,200	308,200	332,200	384,400	424,400
18		221,900	258,200	310,200	334,100	386,200	426,300
19		224,200	260,100	312,300	336,000	388,100	428,200
20		226,500	262,000	314,400	337,800	389,900	430,100
21		228,800	263,800	316,400	339,500	391,700	432,000
22		229,700	265,500	318,300	341,300	393,600	433,900
23		230,600	267,100	320,200	343,100	395,400	435,800
24		231,500	268,700	322,000	344,900	397,200	437,700
25		232,300	270,200	323,800	346,700	399,000	439,500
26		233,200	271,800	325,600	348,500	400,800	441,400
27		234,100	273,400	327,400	350,300	402,600	443,300
28		235,000	274,900	329,200	352,100	404,400	445,200
29		235,900	276,400	330,900	353,900	406,200	447,000
30		236,800	277,900	332,600	355,700	408,000	448,900
31		237,700	279,500	334,400	357,400	409,800	450,800
32		238,600	281,100	336,100	359,200	411,600	452,700
33		239,500	282,600	337,800	361,000	413,400	454,500
34		240,500	284,200	339,500	362,800	415,200	456,300
35		241,500	285,700	341,300	364,600	417,000	458,100
36		242,500	287,200	343,000	366,300	418,700	459,900
37		243,500	288,700	344,700	368,100	420,400	461,700
38		244,500	290,200	346,400	369,900	422,200	463,400
39		245,500	291,700	348,100	371,700	423,900	465,100
40		246,500	293,300	349,800	373,500	425,600	466,800

41	247,600	294,800	351,500	375,200	427,300	468,500
42	248,900	296,400	353,200	376,900	429,000	470,200
43	250,300	297,900	354,800	378,600	430,700	471,900
44	251,700	299,400	356,400	380,300	432,400	473,600
45	253,100	300,900	358,000	382,000	434,100	475,200
46	254,200	302,400	359,600	383,700	435,800	476,800
47	255,200	303,900	361,200	385,300	437,500	478,500
48	256,200	305,400	362,800	386,900	439,200	480,200
49	257,200	307,000	364,400	388,500	440,900	481,800
50	258,200	308,500	366,000	390,100	442,600	483,500
51	259,200	310,000	367,600	391,700	444,200	485,200
52	260,200	311,500	369,200	393,300	445,800	486,800
53	261,200	313,000	370,700	394,900	447,300	488,300
54	262,200	314,500	372,200	396,500	448,800	490,000
55	263,200	316,000	373,800	398,000	450,300	491,600
56	264,200	317,500	375,300	399,500	451,800	493,100
57	265,100	319,000	376,800	401,000	453,200	494,500
58	266,100	320,500	378,200	402,500	454,600	495,700
59	267,100	322,000	379,600	403,900	456,000	496,900
60	268,000	323,500	381,000	405,300	457,400	498,000
61	268,900	325,000	382,300	406,600	458,700	499,100
62	269,800	326,500	383,500	407,900	460,000	500,100
63	270,700	328,000	384,700	409,300	461,200	501,000
64	271,700	329,400	385,800	410,700	462,300	501,800
65	272,600	330,800	386,800	412,000	463,300	502,500
66	273,600	332,200	387,800	413,300	464,300	503,300
67	274,500	333,600	388,700	414,700	465,200	504,000
68	275,400	335,000	389,600	416,000	466,100	504,700
69	276,300	336,300	390,400	417,200	467,000	505,300
70	277,200	337,600	391,300	418,400	467,900	505,900
71	278,100	338,800	392,100	419,600	468,700	506,500
72	279,100	340,000	392,900	420,900	469,400	507,100
73	280,000	341,200	393,600	422,100	470,100	507,700
74	280,900	342,400	394,300	423,200	470,700	508,200
75	281,800	343,600	394,900	424,400	471,300	508,700
76	282,600	344,800	395,500	425,500	471,800	509,200
77	283,400	345,900	396,000	426,500	472,300	509,700
78	284,300	347,100	396,600	427,500	472,800	510,200
79	285,200	348,200	397,100	428,500	473,300	510,700
80	286,000	349,200	397,600	429,500	473,800	511,200
81	286,800	350,200	398,100	430,500	474,300	511,700
82	287,600	351,200	398,600	431,400	474,800	512,200
83	288,400	352,100	399,000	432,300	475,300	512,700
84	289,200	353,000	399,400	433,100	475,800	513,200

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

85	290,000	353,900	399,700	433,800	476,300	513,700
86	290,800	354,700	400,100	434,300	476,800	
87	291,600	355,500	400,500	434,700	477,300	
88	292,300	356,200	400,900	435,100	477,800	
89	293,000	356,800	401,300	435,500	478,300	
90	293,700	357,500	401,700	436,000	478,800	
91	294,400	358,100	402,100	436,400	479,300	
92	295,100	358,600	402,500	436,800	479,800	
93	295,800	359,100	402,900	437,100	480,300	
94	296,500	359,700	403,300	437,500	480,800	
95	297,200	360,300	403,700	437,900	481,300	
96	297,900	360,800	404,100	438,300	481,800	
97	298,600	361,300	404,500	438,700	482,300	
98	299,300	361,900	404,900	439,100	482,800	
99	300,000	362,400	405,300	439,500	483,300	
100	300,600	362,900	405,700	439,900	483,800	
101	301,200	363,300	406,100	440,300	484,300	
102	301,900	363,800	406,500	440,700		
103	302,600	364,300	406,900	441,100		
104	303,200	364,800	407,300	441,500		
105	303,800	365,300	407,700	441,900		
106	304,400	365,700	408,100	442,300		
107	305,000	366,100	408,500	442,700		
108	305,500	366,500	408,900	443,100		
109	306,000	366,900	409,200	443,500		
110	306,600	367,300	409,600	443,900		
111	307,200	367,600	409,900	444,300		
112	307,700	367,900	410,300	444,700		
113	308,200	368,200	410,700	445,100		
114	308,700	368,600	411,100	445,500		
115	309,200	368,900	411,500	445,900		
116	309,700	369,200	411,900	446,300		
117	310,100	369,500	412,200	446,700		
118	310,600	369,900	412,600	447,100		
119	311,100	370,200	412,900	447,500		
120	311,600	370,500	413,300	447,900		
121	312,000	370,800	413,700	448,300		
122	312,400	371,200	414,100	448,700		
123	312,800	371,500	414,400	449,100		
124	313,200	371,800	414,800	449,500		
125	313,600	372,100	415,200	449,900		
126	314,000	372,500	415,600	450,300		
127	314,300	372,800	416,000	450,700		
128	314,600	373,100	416,400	451,100		

129	314,900	373,400	416,700	451,500		
130	315,300	373,800	417,100	451,900		
131	315,600	374,100	417,500	452,300		
132	315,900	374,400	417,900	452,700		
133	316,200	374,700	418,200	453,100		
134	316,500	375,100	418,600			
135	316,900	375,400	419,000			
136	317,200	375,700	419,400			
137	317,500	376,000	419,700			
138	317,900	376,400	420,100			
139	318,200	376,700	420,500			
140	318,500	377,000	420,800			
141	318,800	377,300	421,100			
142	319,200	377,600	421,500			
143	319,500	377,900	421,900			
144	319,800	378,200	422,200			
145	320,100	378,500	422,500			
146	320,500	378,800	422,900			
147	320,800	379,100	423,300			
148	321,100	379,400	423,600			
149	321,400	379,700	423,900			
150	321,800	380,000				
151	322,100	380,300				
152	322,400	380,600				
153	322,700	380,900				
154	323,000	381,200				
155	323,300	381,500				
156	323,600	381,800				
157	323,900	382,100				
158	324,200	382,400				
159	324,500	382,700				
160	324,800	383,000				
161	325,100	383,300				
162	325,400	383,600				
163	325,700	383,900				
164	326,000	384,200				
165	326,300	384,500				
166	326,600	384,800				
167	326,900	385,100				
168	327,200	385,400				
169	327,500	385,700				
170		386,000				
171		386,300				
172		386,600				

	173		386,900				
	174		387,200				
	175		387,500				
	176		387,800				
	177		388,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		223,500	262,600	281,300	299,600	330,700	399,500

第2条 学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第1号および第2号を次のように改める。

(1) 前項第1号に該当する扶養親族等（以下「扶養親族たる子」という。）

10,500円

(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族等 6,000円

第14条第1項第2号中「前条第2項第3号もしくは第5号」を「前条第2項第2号もしくは第4号」に改める。

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の130」を「100分の125」に改め、同項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の130」とあるのは「100分の72.5」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」を「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の117.5」に、「、6月に支給する場合には100分の130、1

2月に支給する場合においては「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」を「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」に、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」を「100分の135」とあるのは「100分の66.25」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第27条第2項および第3項ならびに第30条第2項および第3項の改正規定を除く。）による改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て品川区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める

職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあった職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第13条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。

- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第13条第3項第1号の規定の適用については、同号中「10,

500円」とあるのは、「10,000円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の学校教育職員の給与に関する条例第13条第2項第1号に規定する配偶者またはパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第13条第2項および第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

(委任)

9 付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

(説明) 学校教育職員の給与を改定する必要がある。